

＜適用単位に関する共通ルール＞

- 消防法令の規制：原則として、建築物の1棟を1の防火対象物として規制の適用を行っている（法令解釈）。
← 火災は基本的に拡大していくため、部分の火災が全体に危険性を及ぼす可能性を考慮。
- 複数の建築物が渡り廊下、地下通路又は洞道により接続されている場合は、原則として全体で1棟（法令解釈）。
← 延焼防止対策等防火対策の個別の条件により別棟として扱える場合についてルール化。

＜防火管理規制（ソフト面）における適用単位の特別ルール＞

- 複数の防火対象物が同一敷地で管理権原者が同一の場合には1の防火対象物とみなす（令2条。例：学校、工場等）。

※義務づけの有無の判断に当たっては、上記のルールに従い、敷地単位で収容人員の計算。

一方、防火管理業務は、管理権原ごと（例えばテナント単位）に実施。

＜消防用設備規制（ハード面）における適用単位の特別ルール＞

- 防火対象物が開口部のない耐火構造の壁・床で区画されている場合は区画された部分をそれぞれ別の防火対象物とみなす（令8条。例：低層階店舗部分と高層住宅部分が区画されているゲタばき共同住宅）。
- 複合用途の防火対象物は、用途ごとに、当該用途に供される部分を一の防火対象物とみなす。ただし、火災が発生した場合、当該用途部分にとどまらず建築物全体で機能する必要があるもの（例：自動火災報知設備）については、棟単位での適用となる（令9条）。
- このほか、階や部分単位での義務づけとなる事項あり。

 全体的に、災害危険の影響範囲、人的対応上の一体性等により、防火対策の義務づけ、実施単位が定められているもの。

 しかしながら、上記ルールを機械的に当てはめると不合理となるケースもあり、個別に令32条やルートC（大臣認定）により対応が図られている例あり。

複雑化する建築物の事例

